

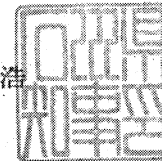
諮問自環第7・97号

石川県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により「県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区の指定」及び「県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区の指定」について貴会の意見を問います。

令和6年9月17日

石川県知事 馳 浩



諮 問 事 項

(議案第 1 号)

県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区の指定について（再指定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 9 条第 4 項の規定により、県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区を指定すること。

名 称：県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区

所 在 地：加賀市

指定面積：4 5 ha

指定期間：令和 6 年 1 1 月 1 日～令和 1 6 年 1 0 月 3 1 日（1 0 年間）

指定理由：当該区域は、鳥獣の生息、繁殖のため重要な区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(議案第 2 号)

県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区の指定について（再指定）

名 称：県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区

所 在 地：輪島市

指定面積：1 2 5 ha

指定期間：令和 6 年 1 1 月 1 日～令和 2 6 年 1 0 月 3 1 日（2 0 年間）

指定理由：当該区域は、鳥獣の生息、渡り鳥の休息採餌のため重要な区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。